

結果の概要

1 平成27年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあり、平成27年においてもその傾向が見られる。罪種別に前年と比較すると、特別法犯（※1）はやや増加しているものの、刑法犯、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反はそれぞれ減少している。

また、少年被疑事件や外国人被疑事件（※2）の通常受理人員も同様に減少傾向にある。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。

（※2）自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

2 被疑事件の受理

(1) 通常受理人員（統計表第7，9，10表関係）

平成27年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は1,184,141人で、前年に比べると4.3%（53,092人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、刑法犯は5.3%（13,559人）、道路交通法等違反は1.9%（6,131人）それぞれ減少し、特別法犯は2.2%（2,011人）増加している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷等の通常受理人員は526,448人で、刑法犯全体の68.5%、総数の44.5%を占めるが、前年に比べると6.3%（35,413人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	1,184,141	100.0	-4.3
刑法犯	241,757	20.4	-5.3
特別法犯	92,800	7.8	2.2
自動車による過失致死傷等	526,448	44.5	-6.3
道路交通法等違反	323,136	27.3	-1.9

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

通常受理人員について、平成22年以降の推移を罪種別に見る（表2）と刑法犯、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反の罪種において減少傾向にある。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪種	平成					
	22年	23年	24年	25年	26年	27年
総数	100	94	90	85	79	76
刑法犯	100	94	91	86	83	79
特別法犯	100	92	91	86	87	89
自動車による過失致死傷等	100	96	92	88	80	75
道路交通法等違反	100	93	87	79	73	71

（注）1 平成22年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第7，9表関係）

平成27年における刑法犯の通常受理人員は768,205人で、前年に比べると6.0%（48,972人）減少している。

主な罪名別（※）に前年と比較する（表3）と、賭博・富くじ（56.8%、374人）、収賄・贈賄（10.3%、9人）、放火（9.9%、89人）などがそれぞれ増加し、横領・背任（13.4%、2,220人）、恐喝（12.5%、400人）、盗品等関係（9.3%、136人）などがそれぞれ減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	768,205	100.0	-6.0
公務執行妨害	2,328	0.3	-6.7
放火	990	0.1	9.9
住居侵入	7,281	0.9	-6.9
文書偽造	3,269	0.4	3.8
強制わいせつ・強姦	5,319	0.7	1.2
賭博・富くじ	1,032	0.1	56.8
収賄・贈賄	96	0.0	10.3
殺人	1,433	0.2	-2.5
傷害	39,317	5.1	-2.3
自動車による過失致死傷等	526,448	68.5	-6.3
窃盗	108,104	14.1	-5.8
強盗	3,279	0.4	-8.3
詐欺	18,757	2.4	8.2
恐喝	2,793	0.4	-12.5
横領・背任	14,348	1.9	-13.4
盗品等関係	1,325	0.2	-9.3
毀棄・隠匿	9,706	1.3	1.3
暴力行為等処罰に関する法律	1,952	0.3	3.7
その他の刑法犯	20,428	2.7	-17.7

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成27年における特別法犯の通常受理人員は92,800人で、前年に比べると2.2%(2,011人)増加している。

主な罪名別に前年と比較する(表4)と、金融商品取引法(28.7%, 25人)、不正競争防止法(16.3%, 26人)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(9.4%, 33人)などがそれぞれ増加し、出入国管理及び難民認定法(18.8%, 932人)、著作権法(15.2%, 69人)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(10.7%, 13人)などがそれぞれ減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	92,800	100.0	2.2
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	2,979	3.2	-8.1
銃砲刀剣類所持等取締法	5,561	6.0	6.4
売春防止法	740	0.8	-4.3
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	2,562	2.8	7.4
ストーカー行為等の規制等に関する法律	643	0.7	7.5
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	119	0.1	8.2
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	108	0.1	-10.7
著作権法	384	0.4	-15.2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	6,682	7.2	1.5
金融商品取引法	112	0.1	28.7
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	383	0.4	9.4
貸金業法	143	0.2	-7.7
不正競争防止法	186	0.2	16.3
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	190	0.2	0.5
出入国管理及び難民認定法	4,016	4.3	-18.8
その他の特別法犯	67,992	73.3	4.0

なお、平成27年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較すると、麻薬及び向精神薬取締法(17.6%, 150人)、大麻取締法(16.0%, 466人)、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)(11.2%, 48人)、覚せい剤取締法(2.0%, 346人)はそれぞれ増加し、あへん法(76.9%, 20人)は減少している。

平成22年以降の麻薬、覚せい剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

罪名	平成					
	22年	23年	24年	25年	26年	27年
大麻取締法	3,468 (100)	2,578 (74)	2,542 (73)	2,581 (74)	2,917 (84)	3,383 (98)
麻薬および向精神薬取締法	936 (100)	785 (84)	722 (77)	1,036 (111)	854 (91)	1,004 (107)
覚せい剤取締法	19,663 (100)	19,700 (100)	19,008 (97)	17,781 (90)	17,633 (90)	17,979 (91)
あへん法	23 (100)	19 (83)	4 (17)	14 (61)	26 (113)	6 (26)
麻薬特例法	251 (100)	208 (83)	413 (165)	312 (124)	429 (171)	477 (190)

(注) () 内の数は、平成22年を100とする指数である。

3 被疑事件の処理

(1) 既済及び未済の人員 (統計表第8, 9, 10表関係)

平成27年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員(※)の総数は1,192,751人で、未済となった被疑事件の人員の総数は19,224人である。前年と比べると、既済人員は4.1% (51,579人) 減少し、未済人員は0.5% (100人) 増加している。罪種別に前年と比較する(表6)と、既済人員については、刑法犯(5.5%, 14,227人)、自動車による過失致死傷等(6.1%, 34,298人)、道路交通法等違反(1.3%, 4,428人)は減少したが、特別法犯(1.5%, 1,374人)は増加している。未済人員については、自動車による過失致死傷等(12.6%, 596人)、道路交通法等違反(10.4%, 266人)は減少したが、刑法犯(6.7%, 585人)、特別法犯(12.3%, 377人)は増加している。

(※) 時効再起事件の人員(13人)及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

罪種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	1,192,751	100.0	-4.1	19,224	100.0	0.5
刑法犯	242,861	20.4	-5.5	9,358	48.7	6.7
特別法犯	94,083	7.9	1.5	3,449	17.9	12.3
自動車による過失致死傷等	528,097	44.3	-6.1	4,128	21.5	-12.6
道路交通法等違反	327,710	27.5	-1.3	2,289	11.9	-10.4

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

また、平成27年における受理人員(旧受及び新受)総数(1,390,861人)に対する未済人員(19,224人)の割合は1.4%で、前年と比較して0.1ポイント上昇している。

平成27年の既済率は、総数は98.4%で、前年と比較して0.1ポイント低下している。

平成22年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪種	平成					
	22年	23年	24年	25年	26年	27年
総数	99.1	99.0	98.7	98.6	98.5	98.4
刑法犯	98.0	97.7	96.7	96.8	96.7	96.3
特別法犯	97.8	97.3	96.7	96.5	96.8	96.5
自動車による過失致死傷等	99.6	99.5	99.4	99.3	99.2	99.2
道路交通法等違反	99.6	99.5	99.5	99.5	99.2	99.3

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数 (「他の検察庁に送致」を除く。)}}{\text{既済人員数 (「他の検察庁に送致」を除く。) + 未済人員数}} \times 100$$

(2) 既済事由別人員（統計表第8，9，10表関係）

平成27年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べ、起訴は371,459人で1.6%（6,080人），不起訴は739,937人で4.2%（32,284人）それぞれ減少している。

既済事由別人員の構成比について、平成22年以降の推移を見る（表8）と、公判請求の割合は同年からほぼ横ばいに推移していたものの、同26年から増加傾向にある。略式命令請求の割合は減少傾向にあったが、同27年においては0.4ポイント上昇している。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既 済 事 由	平成					
	22年	23年	24年	25年	26年	27年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起 訴	32.8	31.8	31.2	30.2	30.3	31.1
公 判 請 求	6.9	6.8	6.8	6.7	7.3	7.8
略 式 命 令 請 求	25.9	25.0	24.4	23.5	23.0	23.4
不 起 訴	57.8	59.1	60.5	61.8	62.1	62.0
そ の 他	9.3	9.0	8.3	8.0	7.6	6.8

（注）「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

平成27年において不起訴にした人員について、不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると、起訴猶予は90.6%で0.2ポイント、嫌疑不十分は6.1%で0.2ポイントそれぞれ低下し、その他は3.2%で0.3ポイント上昇している。

平成27年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷等を除く刑法犯では70.8%で、自動車による過失致死傷等は10.8%である。

なお、刑法犯で起訴された人員の公判請求及び略式命令請求の構成比について、平成22年以降の推移を見る（表9）と、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷等を除く刑法犯では、平成22年から減少傾向にあったが、同27年に0.7ポイント上昇した。自動車による過失致死傷等は、平成22年から横ばいに推移していたが、同26年から上昇傾向にある。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区 分	平成						
	22年	23年	24年	25年	26年	27年	
刑 法 犯	公 判 請 求	46.6	45.9	45.2	44.9	45.0	46.1
	略 式 命 令 請 求	53.4	54.1	54.8	55.1	55.0	53.9
自動車による過失致死傷を除く刑法犯	公 判 請 求	72.7	71.4	70.1	70.5	70.1	70.8
	略 式 命 令 請 求	27.3	28.6	29.9	29.5	29.9	29.2
自動車による過失致死傷等	公 判 請 求	9.6	9.7	9.6	9.3	10.0	10.8
	略 式 命 令 請 求	90.4	90.3	90.4	90.7	90.0	89.2

(3) 被疑者の年齢（統計表第47，48表関係）

平成27年において刑法犯（自動車による過失致死傷等を除く。）で起訴し、又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を比較すると、20歳～24歳が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成22年以降の推移を見る（表10）と、20歳～24歳は減少傾向にあり、同25年以降増加に転じた後、同27年は0.1ポイント低下している。

なお、45歳～54歳及び65歳以上の構成比は増加する傾向が認められる。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	平成 22年	23年	24年	25年	26年	平成27年		
						総数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14～17歳	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
18・19歳	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	0.5
20～24歳	13.3	13.1	12.8	12.9	13.0	12.9	13.7	8.9
25～29歳	12.1	11.5	11.3	11.1	10.9	10.9	11.4	7.8
30～34歳	11.2	10.7	10.5	10.8	10.5	10.6	11.1	7.9
35～39歳	11.8	11.6	11.3	10.8	10.7	10.4	10.6	9.3
40～44歳	10.1	10.3	10.8	10.9	11.2	10.9	11.0	10.4
45～49歳	8.2	8.2	8.6	8.7	9.1	9.3	9.3	9.2
50～54歳	6.9	7.0	7.0	7.0	7.0	7.3	7.3	7.6
55～59歳	7.3	6.9	6.6	6.2	6.1	6.0	5.9	6.2
60～64歳	6.8	7.4	7.4	6.9	6.3	6.0	5.9	6.2
65～69歳	4.8	4.9	4.9	5.2	5.4	5.6	5.3	7.7
70歳以上	6.5	7.3	8.0	8.5	8.8	9.1	7.4	18.3

(4) 起訴率（統計表第8，9，10表関係）

平成27年において起訴した人員は371,459人である。罪種別に見ると、刑法犯は77,268人で、起訴した人員の20.8%、特別法犯は48,768人で同13.1%、自動車による過失致死傷等は54,008人で同14.5%、道路交通法等違反は191,415人で同51.5%である。

平成27年の起訴率は33.4%である。

平成22年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、同27年は、道路交通法等違反を除き、増加に転じた。

表11 起訴率の推移

罪 種	平成						
	22年	23年	24年	25年	26年	27年	
総 数	36.2	35.0	34.0	32.8	32.8	33.4	
刑 法 犯	42.5	41.9	40.7	38.9	38.5	39.1	
特 別 法 犯	56.3	56.8	55.3	54.3	53.2	53.3	
自動車による過失致死傷等	9.5	9.3	9.4	9.5	10.2	10.6	
道路交通法等違反	70.2	68.2	65.7	64.2	62.5	61.6	

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の主な罪名別起訴率について、平成22年以降の推移を見る（表12）と、前年に比べ、収賄・贈賄（4.6ポイント）、賭博・富くじ（2.7ポイント）などが上昇し、文書偽造（7.0ポイント）、強盗（4.2ポイント）、恐喝（3.0ポイント）などが低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪 名	平成					
	22年	23年	24年	25年	26年	27年
公務執行妨害	63.0	58.8	58.9	57.0	56.4	54.8
放火	50.4	44.3	44.1	48.1	45.7	43.9
住居侵入	45.6	43.0	42.0	41.4	40.2	39.0
文書偽造	56.9	52.9	45.7	43.7	45.3	38.3
強制わいせつ・強姦	53.3	51.4	49.6	47.3	43.4	41.1
賭博・富くじ	53.4	46.7	52.3	44.6	44.1	46.8
収賄・贈賄	84.3	82.0	61.1	60.3	83.9	88.5
殺人	38.3	37.1	31.8	30.7	34.6	33.4
傷害	46.8	44.9	43.0	39.3	37.2	36.0
自動車による過失致死傷等	9.5	9.3	9.4	9.5	10.2	10.6
窃盗	42.8	43.8	42.2	41.3	42.1	42.3
強盗	59.4	54.9	59.2	54.4	53.3	49.1
詐欺	60.1	54.7	55.0	53.3	55.0	57.2
恐喝	41.1	37.8	40.0	39.2	35.4	32.4
横領・背任	18.2	19.8	18.8	17.7	17.9	18.7
盗品等関係	26.1	30.9	25.5	22.4	28.4	30.1
毀棄・隠匿	24.9	25.0	25.0	23.5	24.3	22.4
暴力行為等処罰に関する法律	61.6	53.3	52.7	48.2	45.1	43.6

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

(5) 処理期間 (統計表第30, 31表関係)

平成27年において既済となった被疑事件 (※1) の処理期間 (※2) について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る (表13) と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯48.0%、特別法犯46.0%、総数47.4%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯77.8%、特別法犯74.9%、総数76.9%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯89.3%、特別法犯88.2%、総数89.0%である。

(※1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を含まない。

(※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪 種	総 数	15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
総 数	390,828	185,342	115,361	47,184	18,125	19,325	5,027	439	25
	(100.0)	(47.4)	(29.5)	(12.1)	(4.6)	(4.9)	(1.3)	(0.1)	(0.0)
刑 法 犯	273,689	131,415	81,534	31,552	12,037	13,049	3,707	370	25
	(100.0)	(48.0)	(29.8)	(11.5)	(4.4)	(4.8)	(1.4)	(0.1)	(0.0)
特 別 法 犯	117,139	53,927	33,827	15,632	6,088	6,276	1,320	69	-
	(100.0)	(46.0)	(28.9)	(13.3)	(5.2)	(5.4)	(1.1)	(0.1)	(0.0)

(注) () 内は、総数に対する構成比である。

4 少年被疑事件

(1) 通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成27年における少年被疑事件の通常受理人員は82,583人で、前年に比べると13.6% (12,949人) 減少している。

罪種別に前年と比較して見る (表14) と、刑法犯は18.8% (10,632人)、道路交通法等違反は4.6% (805人)、自動車による過失致死傷等は9.6% (1,837人) がそれぞれ減少し、特別法犯は14.2% (325人) 増加している。

また、男女別構成比では、男子が84.3%を占めている。前年に比べると、男子は12.5% (9,978人) 減少し、女子も18.6% (2,971人) 減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	82,583	100.0	-13.6
刑 法 犯	45,916	55.6	-18.8
特 別 法 犯	2,609	3.2	14.2
自動車による過失致死傷等	17,305	21.0	-9.6
道路交通法等違反	16,753	20.3	-4.6
男	69,580	84.3	-12.5
女	13,003	15.7	-18.6

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成22年以降の推移を罪種別に見る(表15)と、特別法犯を除いた罪種で減少傾向が認められる。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪 種	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年
総 数	100	92	81	73	65	56
刑 法 犯	100	92	78	68	59	48
特 別 法 犯	100	86	83	78	78	89
自動車による過失致死傷等	100	95	92	90	81	74
道路交通法等違反	100	89	81	77	69	66
男	100	92	82	75	67	59
女	100	88	75	67	55	45

(注) 1 平成22年を100とする指数である。
2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成27年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別(※)に見る(表16)と、前年に比べて、殺人(55.1%, 27人)、公務執行妨害(11.3%, 23人)、強制わいせつ・強姦(0.7%, 4人)が増加したほかは、放火(41.9%, 39人)、横領・背任(25.9%, 2,067人)、住居侵入(22.6%, 492人)などが減少するなど、全般的に減少していることが認められる。

(※) 刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表(その2)」による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	63,221	100.0	-16.5
公 務 執 行 妨 害	227	0.4	11.3
放 火	54	0.1	-41.9
住 居 侵 入	1,689	2.7	-22.6
文 書 偽 造	142	0.2	-7.8
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	586	0.9	0.7
殺 人	76	0.1	55.1
傷 害	4,787	7.6	-17.9
自動車による過失致死傷等	17,305	27.4	-9.6
窃 盗	26,277	41.6	-18.9
強 盗	557	0.9	-12.1
詐 欺	1,243	2.0	-3.7
恐 喝	722	1.1	-12.0
横 領 ・ 背 任	5,917	9.4	-25.9
盗 品 等 関 係	703	1.1	-21.1
暴力行為等処罰に関する法律	290	0.5	-19.2
そ の 他 の 刑 法 犯	2,646	4.2	-14.5

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷・強姦致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、大麻取締法は184人で78.6% (81人) 増加しており、覚せい剤取締法は160人で27.0% (34人)、麻薬及び向精神薬取締法は13人で85.7% (6人)、毒物及び劇物取締法は16人で14.3% (2人) それぞれ増加している。

(3) 全被疑者中に占める少年被疑者の割合 (統計表第7, 9, 10, 27表関係)

平成27年における全被疑者 (少年, 成人及び法人の全被疑者をいう。) の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は7.0%で, 前年に比べ, 0.7ポイント低下している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について, 平成22年以降の推移を罪種別に比較する (表17) と, 全般的に減少傾向が認められる。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

罪 種	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年
総 数	9.4	9.1	8.4	8.1	7.7	7.0
刑 法 犯	31.1	30.3	26.6	24.7	22.1	19.0
特 別 法 犯	2.8	2.6	2.5	2.5	2.5	2.8
自動車による過失致死傷等	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	3.3
道路交通法等違反	5.6	5.4	5.2	5.4	5.3	5.2

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

平成27年における刑法犯の通常受理人員について, 少年と成人の構成比を主な罪名別に見る (表18) と, 前年と比較して少年被疑者の占める割合が増加している罪名は, 殺人 (2.0ポイント), 公務執行妨害 (1.6ポイント) などであり, 減少している罪名は, 盗品等関係 (7.9ポイント), 横領・背任 (7.0ポイント), 放火 (4.8ポイント) などである。

なお, 少年被疑者の占める割合が成人の割合より高い罪名は, 盗品等関係 (53.1%) である。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪 名	少年	成人
総 数	8.2	91.8
公 務 執 行 妨 害	9.8	90.2
放 火	5.5	94.5
住 居 侵 入	23.2	76.8
文 書 偽 造	4.3	95.7
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	11.0	89.0
殺 人	5.3	94.7
傷 害	12.2	87.8
自動車による過失致死傷等	3.3	96.7
窃 盗	24.3	75.7
強 盗	17.0	83.0
詐 欺	6.6	93.4
恐 喝	25.9	74.1
横 領 ・ 背 任	41.2	58.8
盗 品 等 関 係	53.1	46.9
暴力行為等処罰に関する法律	14.9	85.1
そ の 他 の 刑 法 犯	8.5	91.5

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷・強姦致死傷を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

(4) 少年被疑事件の年齢別人員 (統計表第27表関係)

平成27年における刑法犯に係る少年被疑事件について, 年齢別通常受理人員を見る (表19) と, 前年に比べて, 14・15歳は28.3% (5,830人), 16・17歳は15.9% (3,603人), 18・19歳は9.4% (3,036人) といずれも減少している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年 齢	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	63,221	100.0	-16.5
14・15 歳	14,764	23.4	-28.3
16・17 歳	19,089	30.2	-15.9
18・19 歳	29,368	46.5	-9.4

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成22年以降の年齢別構成比の推移を見る（表20）と、14・15歳の割合は減少傾向にあり、16・17歳の割合は横ばいに推移している。また、18・19歳の割合は増加傾向にある。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年 齢	平 成						
	22年	23年	24年	25年	26年	27年	
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
14・15 歳	31.8	31.6	29.3	29.0	27.2	23.4	
16・17 歳	31.8	31.9	31.7	30.4	30.0	30.2	
18・19 歳	36.4	36.5	39.1	40.6	42.8	46.5	

5 外国人被疑事件

(1) 通常受理人員（統計表第15, 21表関係）

平成27年における外国人被疑事件の通常受理人員は17,945人で、前年に比べると2.6%（485人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表21）と、刑法犯は5.4%（528人）増加し、特別法犯は11.8%（1,013人）減少している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	17,945	100.0	-2.6
刑 法 犯	10,357	57.7	5.4
特 別 法 犯	7,588	42.3	-11.8

平成27年における外国人被疑事件（自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。）について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、中国、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピンが上位を占める。

前年に比べると、ベトナム（46.8%、790人）、ナイジェリア（14.0%、19人）、ペルー（9.3%、38人）などが増加し、中国（13.5%、851人）、韓国・朝鮮（5.6%、240人）などがそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	17,945	100.0	-2.6
中 国	5,475	30.5	-13.5
韓 国 ・ 朝 鮮	4,028	22.4	-5.6
ベ ト ナ ム	2,477	13.8	46.8
フ ィ リ ピ ン	1,322	7.4	-0.2
ブ ラ ジ ル	1,059	5.9	-0.9
タ イ	450	2.5	-0.4
ペ ル ー	448	2.5	9.3
ア メ リ カ 合 衆 国	445	2.5	-0.2
ナ イ ジ ェ リ ア	155	0.9	14.0
ス リ ラ ン カ	136	0.8	0.0
そ の 他	1,950	10.9	9.6

平成27年における来日外国人被疑事件の通常受理人員は13,214人で、前年に比べると1.4%（181人）減少している。罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は8.6%（562人）増加し、特別法犯は10.9%（743人）減少している。また、平成27年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は73.6%で、前年に比べると0.9ポイント上昇しており、罪種別では、刑法犯は68.7%で2.1ポイント、特別法犯は80.4%で0.8ポイントそれぞれ上昇している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総数	13,214	100.0	-1.4	73.6
刑法犯	7,111	53.8	8.6	68.7
特別法犯	6,103	46.2	-10.9	80.4

平成27年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、中国、ベトナム、韓国・朝鮮、フィリピンなどが上位を占める。

前年に比べると、ベトナム（50.2%、800人）、フィリピン（4.3%、42人）などが増加し、イラン（12.4%、16人）、中国（12.3%、648人）などがそれぞれ減少している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

国籍	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総数	13,214	100.0	-1.4	73.6
中国	4634	35.1	-12.3	84.6
ベトナム	2395	18.1	50.2	96.7
韓国・朝鮮	1478	11.2	-12.0	36.7
フィリピン	1013	7.7	4.3	76.6
ブラジル	777	5.9	-4.4	73.4
タイ	410	3.1	4.6	91.1
ペルー	315	2.4	0.3	70.3
アメリカ合衆国	255	1.9	-8.6	57.3
スリランカ	125	0.9	-1.6	91.9
イラン	113	0.9	-12.4	83.7
その他	1,699	12.9	5.8	87.1

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第15、21表関係）

平成27年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べると、刑法犯では、賭博・富くじ（157.1%、22人）、殺人（21.4%、12人）などが増加し、公務執行妨害（14.0%、18人）、強制わいせつ・強姦（8.2%、18人）などが減少している。特別法犯では、麻薬及び向精神薬取締法（34.0%、35人）、大麻取締法（19.0%、35人）などが増加したほかは、売春防止法（30.3%、43人）、関税法（22.9%、43人）などがそれぞれ減少している。

構成比で見ると、窃盗が26.3%と最も高く、次いで出入国管理及び難民認定法違反が19.7%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	17,945	100.0	-2.6
刑 法 犯	10,357	57.7	5.4
公 務 執 行 妨 害	111	0.6	-14.0
住 居 侵 入	275	1.5	15.1
文 書 偽 造	336	1.9	0.6
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	202	1.1	-8.2
賭 博 ・ 富 く じ	36	0.2	157.1
殺 人	68	0.4	21.4
傷 害	2,110	11.8	7.8
窃 盗	4,718	26.3	4.4
強 盗	186	1.0	7.5
詐 欺	601	3.3	4.7
恐 喝	82	0.5	7.9
横 領 ・ 背 任	416	2.3	4.5
盗 品 等 関 係	115	0.6	-0.9
暴力行為等処罰に関する法律	104	0.6	9.5
そ の 他 の 刑 法 犯	997	5.6	7.6
特 別 法 犯	7,588	42.3	-11.8
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	599	3.3	-0.7
銃砲刀剣類所持等取締法	243	1.4	16.8
売 春 防 止 法	99	0.6	-30.3
大 麻 取 締 法	219	1.2	19.0
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	138	0.8	34.0
覚 せ い 剤 取 締 法	900	5.0	2.7
あ め ん 法	3	0.0	0.0
関 税 法	145	0.8	-22.9
出入国管理及び難民認定法	3,539	19.7	-20.9
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,703	9.5	-6.4

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成27年における全被疑者の通常受理人員（334,557人、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。）に占める外国人被疑者の割合は5.4%で、前年に比べると、0.1ポイント上昇している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、文書偽造（10.3%）、盗品等関係（8.7%）、強盗（5.7%）などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法（71.5%）、関税法（38.4%）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（18.5%）などが高い割合を示している。

平成27年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る（表26）と、刑法犯では、賭博・富くじ（42.9%、3人）、住居侵入（25.7%、43人）、強盗（13.2%、15人）などが増加し、恐喝（15.6%、5人）、強制わいせつ・強姦（12.4%、20人）などが減少している。特別法犯では、麻薬及び向精神薬取締法（50.0%、38人）、銃砲刀剣類所持等取締法（30.0%、36人）などが増加したほか、売春防止法（37.1%、39人）、関税法（28.0%、49人）などが減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	13,214	100.0	-1.4
刑法犯	7,111	53.8	8.6
公務執行妨害	72	0.5	-2.7
住居侵入	210	1.6	25.7
文書偽造	289	2.2	1.8
強制わいせつ・強姦	141	1.1	-12.4
賭博・富くじ	10	0.1	42.9
殺人	45	0.3	12.5
傷害	1,290	9.8	12.2
窃盗	3,422	25.9	7.6
強盗	129	1.0	13.2
詐欺	364	2.8	8.7
恐喝	27	0.2	-15.6
横領・背任	266	2.0	10.4
盗品等関係	92	0.7	3.4
暴力行為等処罰に関する法律	65	0.5	0.0
その他の刑法犯	689	5.2	13.1
特別法犯	6,103	46.2	-10.9
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反	366	2.8	-12.4
銃砲刀剣類所持等取締法	156	1.2	30.0
売春防止法	66	0.5	-37.1
大麻取締法	142	1.1	10.1
麻薬及び向精神薬取締法	114	0.9	50.0
覚せい剤取締法	600	4.5	9.7
あへん法	2	0.0	0.0
関税	126	1.0	-28.0
出入国管理及び難民認定法	3,428	25.9	-15.4
その他の特別法犯	1,103	8.3	-9.4

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成27年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、文書偽造(86.0%)、盗品等関係(80.0%)、住居侵入(76.4%)などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法(96.9%)、関税法(86.9%)、麻薬及び向精神薬取締法(82.6%)などが高い割合を示している。

6 被疑者の逮捕・勾留

(1) 逮捕(統計表第41, 43表関係)

平成27年に既済となった被疑事件(※)の人員のうち、逮捕された者は126,091人で、前年に比べると0.3%(324人)増加し、27年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は37.8%で前年より1.5ポイント上昇している。

(※)自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る(表27)と、逮捕された者の人員は、刑法犯は0.4%(415人)減少し、特別法犯は2.2%(739人)増加している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は38.0%で前年より1.9ポイント、特別法犯は37.0%で前年より0.1ポイントそれぞれ上昇している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪種	総数	逮捕された者			逮捕されなかった者		
		人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	333,923	126,091	37.8	0.3	207,832	62.2	-5.9
刑法犯	242,837	92,363	38.0	-0.4	150,474	62.0	-8.4
特別法犯	91,086	33,728	37.0	2.2	57,358	63.0	1.6

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成22年以降の推移を見ると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕された者	32.0	33.0	34.8	35.7	36.3	37.8
逮捕されなかった者	68.0	67.0	65.2	64.3	63.7	62.2

平成27年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び構成比を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は9,291人（19.2%）、同成人は116,787人（44.4%）であり、前年に比べると、少年は9.1%（929人）減少し、成人は1.1%（1,268人）増加している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男子は112,503人（41.9%）、同女子は13,588人（30.5%）であり、前年に比べると、男子は0.5%（537人）増加し、女子は1.5%（210人）減少している。

平成27年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が194人（0.2%）、警察から身柄送致が118,259人（93.8%）、警察で身柄釈放が7,638人（6.1%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が22人（12.8%）、警察から身柄送致が805人（0.7%）それぞれ増加し、警察で身柄釈放が503人（6.2%）減少している。

表29 逮捕された人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	126,091	100.0	0.3
検 察 庁 逮 捕	194	0.2	12.8
警 察 から 身 柄 送 致	118,259	93.8	0.7
警 察 で 身 柄 釈 放	7,638	6.1	-6.2

また、平成27年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比は、起訴は71,352人（56.6%）、不起訴は45,818人（36.3%）、中止は89人（0.1%）、家庭裁判所送致は8,832人（7.0%）であり、前年に比べると、起訴は0.7%（464人）、不起訴は1.7%（772人）それぞれ増加している。

(2) 勾留（統計表第41, 42, 44表関係）

平成27年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は109,845人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の92.7%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は106,979人で、勾留請求した者の97.4%を占めている。

また、勾留された者（※）は106,993人で、前年に比べると0.2%（168人）増加している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

平成27年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、前年に比べ、勾留中公判請求は49,935人で1.2%（605人）、釈放は40,653人で3.2%（1,260人）それぞれ増加し、勾留中略式命令請求は10,498人で9.7%（1,127人）、勾留中家裁送致は5,897人で8.8%（567人）それぞれ減少している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	106,993	100.0	0.2
勾 留 中 公 判 請 求	49,935	46.7	1.2
勾 留 中 略 式 命 令 請 求	10,498	9.8	-9.7
勾 留 中 家 裁 送 致	5,897	5.5	-8.8
釈 放	40,653	38.0	3.2
そ の 他	10	0.0	-23.1

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は5,300人（13.0%）、不起訴は34,415人（84.7%）、中止は64人（0.2%）、家庭裁判所送致は874人（2.1%）である。

平成27年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は65,742人（61.4%）、不起訴は34,503人（32.2%）、中止は64人（0.1%）、家庭裁判所送致は6,684人（6.2%）であり、前年に比べると、起訴は0.3%（186人）、不起訴は1.6%（539人）それぞれ増加している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構 成 比 (%)	対 前 年 比 (%)
総 数	106,993	100.0	0.2
起 訴	65,742	61.4	0.3
不 起 訴	34,503	32.2	1.6
起 訴 猶 予	24,424	22.8	0.1
嫌 疑 不 十 分	7,856	7.3	5.1
そ の 他	2,223	2.1	6.1
中 止	64	0.1	4.9
家 裁 送 致	6,684	6.2	-7.7

平成27年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は1,233人（1.2%）、10日以内は38,660人（36.1%）、15日以内は5,192人（4.9%）、20日以内は61,766人（57.7%）、25日以内は17人（0.0%）、25日を超えるは125人（0.1%）である。

なお、平成27年において勾留期間の延長を請求した者は67,204人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は67,093人で、延長を請求した者の99.8%を占める。また、勾留期間の延長が許可された者のうち、起訴は42,592人で、延長が許可された者の63.5%を占める。

7 被疑者の前科関係

(1) 初犯者、前科者の人員（統計表第47、48表関係）

平成27年において起訴又は起訴猶予にした被疑者（※）について、初犯者・前科者別に人員を見る（表32）と、初犯者は144,880人で全体の61.3%を占め、前年に比べると0.4ポイント上昇している。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に見ると、刑法犯は39.8%で0.4ポイント、特別法犯は36.6%で0.1ポイントそれぞれ低下している。

（※）前科不詳者，法人，自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初 犯 者	前 科 者
総 数	236,329	144,880	91,449
男	201,742	117,777	83,965
女	34,587	27,103	7,484
刑 法 犯	155,662	93,700	61,962
男	131,533	74,870	56,663
女	24,129	18,830	5,299
特 別 法 犯	80,667	51,180	29,487
男	70,209	42,907	27,302
女	10,458	8,273	2,185

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成22年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	60.2	57.8	58.6	59.0	59.8	60.2
前 科 者	39.8	42.2	41.4	41.0	40.2	39.8

平成27年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る（表34）と、前年と比較して初犯者の割合が増加している罪名は、殺人（2.5ポイント）、詐欺（2.5ポイント）、毀棄・隠匿（1.2ポイント）などである。また、前科者の割合が増加している罪名は、放火（5.0ポイント）、公務執行妨害（2.4ポイント）、賭博・富くじ（1.3ポイント）などである。

なお、初犯者の割合が前科者の割合より高い罪名は、収賄・贈賄、殺人、横領・背任、賭博・富くじなどである。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	49.9	50.1
放火	64.0	36.0
住居侵入	61.0	39.0
文書偽造	63.4	36.6
強制わいせつ・強姦	66.8	33.2
賭博・富くじ	67.9	32.1
収賄・贈賄	78.4	21.6
殺人	69.4	30.6
傷害	62.4	37.6
脅迫	54.7	45.3
窃盗	56.9	43.1
強盗	62.7	37.3
詐欺	59.7	40.3
恐喝	50.9	49.1
横領・背任	68.6	31.4
盗品等関係	61.9	38.1
毀棄・隠匿	56.3	43.7
暴力行為等処罰に関する法律	49.5	50.5

注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成27年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、公職選挙法(80.9%、対前年比4.5ポイント上昇)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(73.4%、同1.4ポイント上昇)、売春防止法(68.1%、同0.9ポイント上昇)、銃砲刀剣類所持等取締法(65.5%、同3.0ポイント上昇)などである。また、前科者の割合の高い罪名は、毒物及び劇物取締法(76.6%、対前年比3.2ポイント上昇)、覚せい剤取締法(74.6%、同0.2ポイント低下)などである。

(2) 初犯者、前科者別公訴提起(公判請求及び略式命令請求)率(統計表第49, 50表関係)

平成27年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると、初犯者では刑法犯は41.6%(前年41.0%)、特別法犯は50.3%(同49.7%)であり、前科者では刑法犯は61.8%(同62.0%)、特別法犯は73.6%(同73.3%)である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る(表35)と、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では、収賄・贈賄(98.6%)、強盗(92.6%)、強制わいせつ・強姦(89.4%)、殺人(87.7%)などであり、前科者では、殺人(93.4%)、強制わいせつ・強姦(92.9%)、強盗(90.6%)、収賄・贈賄(89.5%)などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	57.2	65.4
放火	74.3	86.4
住居侵入	40.8	57.5
文書偽造	56.0	66.8
強制わいせつ・強姦	89.4	92.9
賭博・富くじ	41.9	59.5
収賄・贈賄	98.6	89.5
殺人	87.7	93.4
傷害	35.7	47.9
脅迫	48.8	56.7
窃盗	36.2	66.5
強盗	92.6	90.6
詐欺	72.1	72.9
恐喝	46.8	51.5
横領・背任	16.8	30.6
盗品等関係	45.9	51.0
毀棄・隠匿	54.2	69.5
暴力行為等処罰に関する法律	38.9	57.7

(注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また、特別法犯の主な罪名別の公訴提起率は、覚せい剤取締法は初犯者90.8%、前科者93.7%、毒物及び劇物取締法は初犯者74.7%、前科者86.0%、麻薬及び向精神薬取締法は初犯者71.9%、前科者80.2%、大麻取締法は初犯者63.1%、前科者71.2%などとなっている。

8 検察官の上訴

(1) 控訴（統計表第59, 60表関係）

平成27年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は82人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は64人で、検察官が控訴した被告事件の78.0%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、平成27年において既済となった人員を既済事由別の構成比で見る（表36）と、破棄自判の構成比が55.9%と最も高く、次いで控訴棄却が21.5%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)
総 数	93	100.0
破 棄 自 判	52	55.9
破棄差戻し・破棄移送	9	9.7
控 訴 棄 却	20	21.5
控 訴 取 下 げ	-	-
そ の 他	12	12.9

また、検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の33人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪とした人員は14人（42.4%）、破棄差戻し・破棄移送は4人（12.1%）、控訴棄却は14人（42.4%）、その他は1人（3%）である。

また、原判決が有罪の52人について、破棄自判により原判決より刑を重くした人員は22人（42.3%）、刑が同じ人員は12人（23.1%）、刑を軽くした人員は1人（1.9%）、破棄差戻し・破棄移送は4人（7.7%）、控訴棄却は5人（9.6%）で、その他は8人（15.4%）である。

(2) 上告（統計表第59, 61表関係）

平成27年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は6人である。また、検察官が上告した被告事件で、平成27年において既済となった人員は7人である。

9 確定裁判と刑の執行猶予

(1) 確定裁判（統計表第63表関係）

平成27年において確定裁判を受けた人員は333,755人で、前年に比べると1.2%（4,039人）減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較して見る（表37）と、有罪については、死刑（71.4%、5人）、罰金（1.8%、5,022人）、科料（7.0%、170人）が減少し、懲役（2.2%、1,152人）、禁錮（0.5%、17人）が増加している。

また、無罪は24.1%（28人）減少し、公訴棄却は3.1%（10人）増加している。

表37 確定裁判を受けた人員

刑の種類等	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	333,755	100.0	-1.2
死刑	2	0.0	-71.4
懲役	53,737	16.1	2.2
禁錮	3,141	0.9	0.5
罰金	274,199	82.2	-1.8
拘留	5	0.0	25.0
科料	2,247	0.7	-7.0
無罪	88	0.0	-24.1
公訴棄却	329	0.1	3.1
その他	7	0.0	600.0

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、平成22年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と、懲役、禁錮及び罰金のいずれも減少傾向にあったが、平成27年は懲役、禁錮が増加に転じている。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

刑の種類	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年
懲役	100	92	90	81	81	83
禁錮	100	96	96	95	93	94
罰金	100	91	86	76	70	68

（注）平成22年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成22年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る（表39）と、懲役の実刑については増加傾向にあったものの、平成26年から減少している。また、禁錮の実刑については平成22年から減少傾向にあり、同25年に増加したものの、同26年において再び減少し、同27年は横ばいとなっている。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区分	平成 22年	23年	24年	25年	26年	27年	
懲役	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実刑	42.6	43.5	43.6	44.2	42.7	41.2
	執行猶予	57.4	56.5	56.4	55.8	57.3	58.8
禁錮	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実刑	4.4	3.7	3.3	3.7	2.3	2.3
	執行猶予	95.6	96.3	96.7	96.3	97.7	97.7

平成27年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別にその人員を見る（表40）と、前年と比較して、懲役では、3年以下が1.9%、10年以下が6.9%、15年以下が17.1%、20年以下が6.8%、無期が3.6%それぞれ減少し、1年以下が0.2%、5年以下が1.1%、20年を超えるが20.0%増加している。また、禁錮では1年以下が43.8%増加し、3年以下が11.5%、3年を超えるが20.0%それぞれ減少した。

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

区分	人員	構成比 (%)	
懲役	計	22,117	100.0
	1年以下	5,521	25.0
	3年以下	13,071	59.1
	5年以下	2,418	10.9
	10年以下	856	3.9
	15年以下	145	0.7
	20年以下	55	0.2
	20年を超える	24	0.1
	無期	27	0.1
禁錮	計	73	100.0
	1年以下	23	31.5
	3年以下	46	63.0
	3年を超える	4	5.5
	無期	-	-

（注）刑の執行猶予を除く。

(2) 刑の執行猶予（統計表第68, 69, 70, 71表関係）

平成27年において刑の執行猶予の言渡しを受けた人員は34,692人で、前年に比べると4.5%（1,484人）増加している。

自由刑について、刑の種類別に人員及び構成比を見ると、懲役が31,620人（91.1%）、禁錮が3,068人（8.8%）であり、前年に比べると、懲役が4.9%（1,465人）、禁錮が0.6%（17人）それぞれ増加している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る（表41）と、執行猶予期間が3年以上の構成比が68.9%と最も高く、次いで4年以上が20.7%を占めている。

表41 刑の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間	人 員	構成比 (%)
計	34,692	100.0
1 年 以 上	5	0.0
2 年 以 上	986	2.8
3 年 以 上	23,903	68.9
4 年 以 上	7,176	20.7
5 年	2,622	7.6

平成27年において刑の執行猶予の言渡しが取り消された者は4,478人（取り消された刑の種類は、懲役4,460人、禁錮18人）で、前年に比べると57人（1.3%）減少している。

刑の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は4,258人で、刑の執行猶予の言渡しが取り消された者の95.1%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は766人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の18.0%を占めている。